

○厚生労働省令第四十七号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項第二号並びに第二十五条並びに臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第二十六条第六項において準用する同法第二十三条第四項第三号及び第三十八条の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令を次のようて定める。

令和四年三月二十九日

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令

（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（一部改正））

（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号））

第一部を次のように改正する。

次の表のようて改正する。

厚生労働大臣 後藤 茂之

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者及び研究として行う再生医療等に從事する者は、個人情報を取り扱うに当たつては、前項の規定にかかわらず、第三項及び第四項並びに次条から第二十六条の十三までの規定の定めるところによる。

2 研究として行う再生医療等に從事する者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

3 (略)

3 (略)

4 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、個人情報の利用（再生医療等を多施設共同研究として行つている場合における他の医療機関の管理者又は外国（個人情報の保護に関する法律第二十八条第一項において同じ。）の目的（次条第一号において「利用目的」という。）の達成に必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。

4 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。

		改 正 後	改 正 前	(傍線部分は改正部分)
		(細胞提供者等に関する個人情報の取扱い)		
	ii)			（細胞提供者等に関する個人情報の取扱い）
	iii)			（細胞提供者等に関する個人情報の取扱い）

第二十三条 細胞提供者及び再生医療等を受ける者に関する個人情報を保有する者は、特定の個人を識別することができないよう

に保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を加工する場合にあっては、必要な場合に特定の個人を識別できる情報を保有しつつ行った上で、当該個人情報を取り扱わなければならない。

		改 正 後	改 正 前	(削除部分)
		(細胞提供者等に関する個人情報の取扱い)		
	ii)			（細胞提供者等に関する個人情報の取扱い）
	iii)			（細胞提供者等に関する個人情報の取扱い）

第二十三条 細胞提供者及び再生医療等を受ける者に関する個人情報を保有する者は、保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を加工する場合にあっては、当該個人情報を正確かつ匿名化（個人情報の全部又は一部を削除すること（当該個人情報の全部又は一部を特定の個人と関わりのない情報に置き換えることを含む。）を行つた上で、当該個人情報を取り扱わなければならぬ。

第二十六条の十二において同じ。）を行つた場合にあっては、必要な場合に特定の個人を識別できる情報を保有しつつ行った上で、当該個人情報を取り扱わなければならぬ。

		改 正 後	改 正 前	(削除部分)
		(個人情報の取扱い)		
	ii)			（個人情報の取扱い）
	iii)			（個人情報の取扱い）

第二十六条の三 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、個人情報を取り扱うに当たつては、その利用（再生医療等を多施設共同研究として行つている場合における他の医療機関の管理者又は外国（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。））を行つた上で、当該個人情報を取り扱わなければならぬ。

第二十六条の五 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、個人情報を取り扱うに当たつては、その利用（再生医療等を多施設共同研究として行つている場合における他の医療機関の管理者又は外国（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。））の目的（以下「利用目的」という。）を定めなければならない。

		改 正 後	改 正 前	(削除部分)
		(利用目的の通知)		
	ii)			（利用目的の通知）
	iii)			（利用目的の通知）

第二十六条の五 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、本人等から、保有個人情報について、その利用目的の通知を求められた場合には、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、利用目的の通知の求めをした本人等に対して通知することによ

第二十六条の六 削除

り、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益又は研究として再生医療等を行う医療機関の権利若しくは正当な利益を害するおそれがある場合には、この限りでない。

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定により求められた利用目的の通知について、当該通知をしない旨の決定をした場合には、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第二十六条の六 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、本人等から、保有個人情報のうち本人を識別することができるものについて開示を求められた場合は、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、該当する保有個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができること。

1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合

2 当該研究の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

3 他の法令に違反することとなる場合

研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定により求められた保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をした場合又は開示を求められた保有個人情報が存在しない場合には、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、保有個人情報の開示について定めがある場合には、前二項の規定は、適用しない。

第二十六条の七 削除

研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、第二十六条の五第一項の規定により利用目的の通知を求められたとき又は前条第一項の規定による開示を求めるときは、当該措置の実施に関する手数料を徴収することができる。

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的と認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(訂正等)

第二十六条の八 削除

研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、本人等から、保有個人情報のうち本人を識別することができるものについて、その内容が事実でないという理由によって、当該内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、当該内容の訂正等に関する他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく、必要な調査を行い、その結果に基づき、当該内容の訂正等を行わなければならぬ。

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定による求めに係る訂正等を行つたときは、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行つたときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第二十六条の九 削除

研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、本人等から、保有個人情報について、第二十六条の三第二項の規定に違反して取得されたものであると

(手数料)

第二十六条の七 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、第二十六条の五第一項の規定により利用目的の通知を求められたとき又は前条第一項の規定による開示を求めるときは、当該措置の実施に関する手数料を徴収することができる。

第二十六条の十
削除

いう理由又は同条第三項の規定に違反して取り扱われているという理由により、該当する保有個人情報の利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」といふ。)を求められた場合であつて、その求めが適正と認められるときは、遅滞なく、当該規定に違反していることを是正するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、他の法令の規定により個人情報の利用停止等について定めがある場合、当該保有個人情報の利用停止等を行うことが困難な場合又は当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講ずる場合にあつては、この限りでない。

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前項の規定による求めに係る利用停止等を行つたとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第二十六条の十 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、開示等の求め(第二十六条の五第一項、第二十六条の六第一項、第二十六条の八第一項及び前条第一項の規定による求めをいう。以下同じ。)に応じる手続として、次に掲げる事項を定めることができる。この場合において、本人等が当該手続によらずに開示等の求めを行つたときは、当該管理者は、その求めをした本人等に対し、開示等の求めに応じることが困難である旨を通知することができる。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面

(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式

第二十六条の十一
削除

その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)を含む。)の様式その他の開示等の求めの方法

三 開示等の求めをする者が本人等であることの確認の方法

四 第二十六条の七第二項の規定により手数料を定めた場合には、その徴収方法

研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、本人等から開示等の求めがあった場合において、その求めをした本人等に對し、その対象となる保有個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、当該管理者は、本人等が容易かつ的確に開示等の求めを行うことができるよう、当該保有個人情報の特定に資する情報の提供その他本人等の利便を考慮しなければならない。

研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、前二項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるときは、本人等に過重な負担を課するものとならないよう、配慮しなければならない。

(理由の説明)

第二十六条の十一 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、第二十六条の五第二項、第二十六条の六第二項、第二十六条の八第二項又は第二十六条の九第二項の規定により、本人等から求められた措置の全部又は一部について、その措置を講じない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置を講ずる旨を通知する場合は、その求めをした本人等に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(試料等に係る個人情報の保護に関する措置)

第二十六条の十一 再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行なう他の医療機関の管理者に対し試料等を提供する場合にあつては、特定の個人を識別することができないよう加工するよう努めなければならない。

(再生医療等提供計画の提出)

第二十七条 (略)**2~7 (略)**

8 法第四条第三項第二号（法第五条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一~七 (略)**八 削除 (略)**

(認定再生医療等委員会の審査等業務)

第六十四条の一 (略)**2~4 (略)**

5 認定再生医療等委員会は、法第二十六条第一項第一号に規定する業務を行う場合であつて、災害その他やむを得ない事由があり、かつ、保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は再生医療等を受ける者の保護の観点から、緊急に再生医療等提供計画を提出し、又は変更する必要がある場合には、第六十三条、前条及び次条第二項の規定にかかわらず、書面（電磁的記録（電子的方式 磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録をいう。）百二十条第一項において同じ。）を含む。）により審査等業務を行なうことができる。この場合において、当該認定再生医療等委員会は、後日、当該再生医療等の提供にあたつて留意すべき事項又は改善すべき事項について、次条第二項の規定に基づき、認定再生医療等委員会の結論を得なければならぬ。

(試料等に係る個人情報の保護に関する措置)

様式第一 次のとおり。
株式第一 (第二十七条関係) (第一面)

再生医療等提供計画 (研究)

年 月 日

厚生労働大臣
地方厚生局長

殿

再生医療等の提供を行なう医療機関

名 称

住 所

管理者 (多施設共同研究として実施する場合は代表管理者)

記

下記のとおり、再生医療等を提供したいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により再生医療等提供計画を提出します。

記

1 提供しようとする再生医療等及びその内容

(1) 再生医療等の名称及び分類

提供しようとする再生医療等の名称

Scientific Title (Acronym)

平易な研究名称

Public Title (Acronym)

再生医療等の分類

判断理由	第一種	第二種	第三種
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) 再生医療等の内容

研究の目的

試験のフェーズ

Phase

実施期間 (開始日)

実施期間 (終了日)

様式第一（第二十七条関係）（第二面）

実施予定被験者数		
試験の種類		
Study Type		
試験デザイン		
Study Design	主たる選択基準	
	Inclusion Criteria	
	主たる除外基準	
再生医療等を受ける者の適格基準 / Exclusion Criteria		
Key Inclusion & Exclusion Criteria		
年齢下限 / Age Minimum		
年齢上限 / Age Maximum		
性別 / Gender		
中止基準		
再生医療等の対象疾患等の名称 / Health Condition(s) or Problem(s)		
Studied		
対象疾患コード / Code		
対象疾患キーワード		
Keyword		
介入の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
介入の内容 / Intervention(s)		
介入コード / Code		
介入キーワード		
Keyword		
主要な評価項目 / Primary Outcome(s)		
副次的な評価項目 / Secondary Outcome(s)		
再生医療等の内容 (再生医療等の内容をできる限り平易な表現を用いて記載したもの)		

様式第一（第二十七条関係）（第三面）

2 人員及び構造設備その他の施設等

(1)

人員及び構造設備その他の施設等

医師・歯科医師の区分 / Contact for Scientific Queries	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
氏名 / Name		
e-Rad番号 / Scientific Queries		
所属機関 / Affiliation		
所属機関の郵便番号 / Address		
所属機関の住所 / Telephone Number		
電子メールアドレス / Email Address		
自施設・他施設 / Other Hospital	<input type="checkbox"/> 自施設	<input type="checkbox"/> 他の医療機関
教急医療に必要な施設又は設備 (第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供を行う場合のみ必須)		
教急医療に必要な施設又は設備の内容 (他の医療機関の場合及び施設又は設備の内容)		

様式第一（第二十七条関係）（第四面）

(2) その他研究の実施体制に関する事項

氏名		
Name		
所属機関		
Affiliation		
所属部署		
所属機関の郵便番号		
所属機関の住所		
Address		
電話番号		
FAX番号		
電子メールアドレス		
医師・歯科医師の区 分	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
再生医療等を行う医 師又は歯科医師		
氏名		
e-Rad番号		
所属機関・部署		
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること		

様式第一（第二十七条関係）（第五面）

(3) 多施設共同研究の該当の有無

多施設共同研究の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
名称		
住所		
電話番号		
管理者の氏名		
氏名		
e-Rad番号		
所属機関		
所属部署		
所属機関の郵便番号		
所属機関の住所		
Address		
電話番号		
FAX番号		
電子メールアドレス		
医師・歯科医師の区 分	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
再生医療等を行う医 師又は歯科医師		
氏名		
e-Rad番号		
所属機関・部署		
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること		
共同研究機関 事務担当者の連絡先		
所属機関の郵便番号		
所属機関の住所		
電話番号		
電子メールアドレス		
氏名		
e-Rad番号		
所属機関・部署		
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること		
実施責任者の連絡先		
所属機関の郵便番号		
所属機関の住所		
電話番号		
電子メールアドレス		
氏名		
e-Rad番号		
所属機関		
Affiliation		
所属部署		
再生医療等を行 う医師又は歯科 医師		
所属機関・部署		
自施設・他施設	<input type="checkbox"/> 自施設	<input type="checkbox"/> 他の医療機関
救急医療に必要 な施設又は設備 (第一種再生医 療等又は第二種 再生医療等の提 供を行う場合の 名稱及び設備又は設 備の内容)		
救急医療に必要な施 設又は設備の内容 (他の医療機関の場 合はその医療機関の 名稱及び設備又は設 備の内容)		
※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること		

様式第一（第二十七条関係）（第六面）

- 3 再生医療等に用いる細胞の入手の方法並びに特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法等
 (1) 再生医療等に用いる細胞の入手の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）

再生医療等に用いる細胞（特定細胞加工物の構成細胞となる細胞）	細胞提供者から細胞の提供を受ける医療機関等の名称（動物の細胞を用いる機関等の名称）
細胞提供者の選定方法（動物の細胞を用いる場合における動物の選定方法）	細胞提供者の適格性の確認方法（動物の細胞を用いる場合における動物の適格性の確認方法）
細胞提供者及び代諾者に対する説明及び同意の内容	細胞の採取の方法
(2) 特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）	
特定細胞加工物の名称	特定細胞加工物の名称
製造及び品質管理の概要	製造及び品質管理の概要
特定細胞加工物の投与の方法	特定細胞加工物の投与の方法
特定細胞加工物の製造の委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特定細胞加工物製造事業者の名称	特定細胞加工物製造事業者の名称
細胞培養加工施設の施設番号	細胞培養加工施設の名称
委託する場合は	委託する場合は
(3) 再生医療等製品に関する事項（再生医療等製品を用いる場合のみ記載）	
再生医療等製品の名称	(販売名) (一般的名称)
再生医療等製品の製造販売業者の名称	
再生医療等製品の承認の内容（用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する事項）	
再生医療等製品の投与の方法	

様式第一（第二十七条関係）（第七面）

- (4) 再生医療等に用いる未承認又は適応外の医薬品又は医療機器を用いる場合のみ記載）

医薬品又は医療機器の別	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 適応外
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）における未承認又は適応外の別承認番号	
一般的名称	一般的な名称（国内外で未承認の場合には開発コードを記載すること）
医薬品の販売名（海外製品の場合は国名も記載すること）	
医薬品の承認番号	
医薬品の類別	
医薬品の一般的な名称	
医薬品の承認・認証・届出番号	
医薬品又は医療機器の提供者の名称	
医薬品又は医療機器の所在地	
※該該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること	

4 再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置
 (1) 利益相反管理に関する事項

- ① 再生医療等に対する特定細胞加工物製造事業者からの研究資金等の提供その他の関与

特定細胞加工物製造事業者の名称	
研究資金等の提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
研究資金等の提供組織の名称	
Source of Monetary Support/Secondary Sponsor	
Secondary Sponsorの該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
研究資金等の提供に係る契約締結の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
契約締結日	
物品提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
物品提供の内容	
役務提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
役務提供の内容	
※該該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること	

様式第一（第二十七条関係）（第八面）

② 再生医療等に対する医薬品等製造販売業者等からの研究資金等の提供その他の関与

医薬品等製造販売業者等の名称	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
研究資金等の提供の有無	<input type="checkbox"/>	
研究資金等の提供組織の名称		
Source of Monetary Support/Secondary Sponsor		
Secondary Sponsorの該当性	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
研究資金等の提供に係る契約締結の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
契約締結日	<input type="checkbox"/>	
物品提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
物品提供の内容	<input type="checkbox"/>	
役務提供の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
役務提供の内容		

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

③ 再生医療等に対する特定細胞加工物製造事業者又は医薬品等製造販売業者等以外から

の研究資金等の提供の有無

研究資金等の提供組織の名称

Source of Monetary Support/Secondary Sponsor

Secondary Sponsorの該当性

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

(2) その他再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

提供する再生医療等の安全性についての検討内容	
再生医療等の安全性についての検討内容	

6 細胞提供者及び再生医療等を受ける者に対する健康被害の補償の方法

細胞提供者について	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
補償の有無	<input type="checkbox"/>	
補償の内容（保険への加入等の具体的な内容）		

再生医療等を受ける者について	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
補償の有無	<input type="checkbox"/>	
補償の内容（保険への加入等の具体的な内容）		

様式第一（第二十七条関係）（第九面）

疾患等の発生時における報告体制の内容

再生医療等の提供終了後の措置の内容（疾患等の発生についての適当な期間の追跡調査、効果についての検証の内容）		
再発医療等を受ける者に関する情報の把握のための措置の内容		
監査の実施予定の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
症例登録開始予定期		
第1症例登録日		
進捗状況		
Recruitment Status		
研究の進捗状況		
主たる評価項目に係る研究結果		
Summary Result (Primary Outcome Results)		

実施状況の確認

審査等業務を行う認定再生医療等委員会に関する事項	
当該再生医療等について審査等業務を行う認定再生医療等委員会の名称	
Name of Certified Review Board	
認定再生医療等委員会の認定番号	
住所	
Address	
電話番号	
電子メールアドレス	
措置の内容	
試料及び細胞加工物の一部の保管期間（保管しない場合にあってはその理由）	
試料及び細胞加工物の一部を保管する場合にあっては、保管期間終了後の取扱い	

様式第一（第二十七条関係）（第十面）

7 その他

個人情報の扱いの方法 再生医療等を受けた個々の者を識別することができないよう加工されたデータを共有する予定	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
Plan to share IPD		
上記予定の詳細		
Plan description		
教育又は研修の方法 苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況		
国際共同研究を行う研究 再生医療等の提供を行つる国（日本以外）	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
Countries of Recruitment	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
保険外併用療養	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成27年厚生労働省告示第344号）の対象となる再生医療等	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による法律（平成15年法律第97号）の対象となる再生医療等	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に規定する生物由来製品に指定が見込まれる医薬品又は医療機器	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
他の臨床研究登録機関発行の研究番号		
他の臨床研究登録機関の名称 Issuing Authority		

(留意事項)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
- 提出は、正本1通とすること。
- 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- その略称を記載すること。「Public Name」の欄には、Scientific Titleの後に、()で記載し、「Public Name (Acronym)」の欄も同様とする。
- （2）の「対象疾患コード」、「介入コード」、「介入キーワード」、2の「e-Rad番号」の欄については任意記載とする。
- （2）のその他研究の実施体制に関する事項の「氏名」の欄には、所属における担当部門の長ではなく、当該再生医療等の提供を行う担当責任者を記載すること。
- （2）の「実施責任者・再生医療等の提供を行う医療機関の管理者以外の研究毎に「Secondary Sponsor」の該当性を判断し、記入すること。Secondary Sponsorは、Primary Sponsor（再生医療等の提供組織名）の負う研究の実施に係る責務のうち、研究の立案や研究資金の調達に係る責務について、Primary Sponsorと共にしてその責務を負う者とする。
- （4）の「一般的名称等」の欄については、医薬品又は医療機器のうち該当する項目のみ記載すること。
- （2）の「第1症例登録日」の欄については、空欄で提出すること。ただし、第1症例登録後遅滞なく、法第5条第3項の規定による再生医療等提供計画の軽微な変更を行うこと。

10 4 (2) の「主たる評価項目に係る研究結果」の欄については、空欄で提出すること。ただし、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則第8条の9第2項の主要評価項目報告書を作成後遅滞なく、法第5条第1項の規定による再生医療等提供計画の変更を行うこと。

11 4 (2) の「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」及び「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」の欄には、検討の過程で用いた科学的文献その他の関連する情報又は実験結果も含め、検討の詳細をそれぞれ記載すること。

12 7の「IPD」は、deidentified individual clinical trial participant-level dataのこと。

13 7の「上記予定の詳細」の欄には、「再生医療等を受けた個々の者を識別することができないように加工されたデータを共有する予定」の欄で「有」を選択した場合、いつどのように方法でどのデータを共有するかを記入すること。

様式第一の二 (第二十七条関係) (第一面)

再生医療等提供計画 (治療)

年 月 日

様式第一の二 (第二十七条関係) (第二面)

人員及び構造設備その他の施設等

厚生労働大臣
地方厚生局長

殿

再生医療等の提供を行なう医療機関

住所

管理者

氏名

下記のとおり、再生医療等を提供したいので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により再生医療等提供計画を提出します。

記

1 提供しようとする再生医療等及びその内容

提供しようとする再生医療等の名称	<input type="checkbox"/> 第一種 <input type="checkbox"/> 第二種 <input type="checkbox"/> 第三種
再生医療等の分類	[判断理由]
再生医療等の対象疾患等の名称	

3 再生医療等の内容 (再生医療等の内容をできる限り平易な表現を用いて記載したもの) を含む)

医師・歯科医師の区分	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
施設名		
所属機関		
責任者名		
所属部署		
所属機関の郵便番号		
連絡先		
所属機関の住所		
電話番号		
電子メールアドレス		
FAX番号		
医師・歯科医師の区分	<input type="checkbox"/> 医師	<input type="checkbox"/> 歯科医師
再生医療等を行う医師又は歯科医師		
氏名		
所属機関・部署		
自施設・他施設	<input type="checkbox"/> 自施設	<input type="checkbox"/> 他の医療機関
救急医療に必要な施設又は設備(第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供を行う場合のみ必須)		
救急医療に必要な施設又は設備の内容(他の医療機関の場合はその医療機関の名称及び施設又は設備の内容)		

3 再生医療等に用いる細胞の入手の方法並びに特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法等 (特定細胞加工物を用いる場合のみ記載)

(1) 再生医療等に用いる細胞の入手の方法等 (特定細胞加工物を用いる場合のみ記載)	
再生医療等に用いる細胞 (特定細胞加工物の構成細胞となる細胞)	
細胞提供者から細胞の提供を受ける医療機関等の名称 (動物の細胞を用いる場合にあっては当該細胞の採取を行う機関等の名称)	
細胞提供者の選定方法 (動物の細胞を用いる場合にあっては細胞を採取する動物の選定方法)	
細胞提供者の適格性の確認方法 (動物の細胞を用いる場合にあっては細胞を採取する動物の適格性の確認方法)	
細胞提供者及び代替者に対する説明及び同意の内容	
細胞の採取の方法	

様式第一の二（第二十七条関係）（第三面）

(2) 特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法（特定細胞加工物を用いる場合のみ記載）

特定細胞加工物の名称		
製造及び品質管理の方法の概要		
特走細胞加工物の投与の方法	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
特定細胞加工物の製造の委託の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
特定細胞加工物製造事業者の名称		
細胞培養加工施設		
細胞培養加工施設の 名前		
細胞培養加工施設の 施設番号		
細胞培養加工施設の 名前		
細胞培養加工施設の 委託する場合は委託 の内容		

(3) 再生医療等製品に関する事項（再生医療等製品を用いる場合のみ記載）

再生医療等製品の名称	<input type="checkbox"/> (販売名) (一般的な名称)	
再生医療等製品の製造販売業者の名称		
再生医療等製品の承認の内容（用途、用量 若しくは使用方法又は効能、効果若しくは 性能に関する事項）		
再生医療等製品の投与の方法		

(4) 再生医療等に用いる未承認又は適応外の医薬品又は医療機器を用いる場合（み記載）

医薬品又は医療機器の別	<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> 医療機器
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する法律（昭和35年法律 第145号）における未承認又は適応外の別 一 葉	<input type="checkbox"/> 未承認	<input type="checkbox"/> 適応外

様式第一の二（第二十七条関係）（第四面）

4 再生医療等技術の安全性の確保等に関する措置

再生医療等を実際に行う際の責務	提供する再生医療等の安全性につ いての検討内容
再生医療等の妥当性についての検討内容	特定細胞加工物の投与の可否の決 定の方法（特定細胞加工物を用い る場合のみ記載）
再生医療等を受ける者及び代諾者に対する 説明及び同意の内容	再生医療等を受ける者及び代諾者に対する 説明及び同意の内容
細胞の安全性に関する疑惑が生じた場合の 措置の内容	細胞の安全性に関する疑惑が生じた場合の 措置の内容
試料及び細胞加工物の一部の保管期間 (保管しない場合にあってはその理 由)	試料及び細胞加工物の一部を保管する 場合にあっては、保管期間終了後の取 扱い

5 細胞提供者及び再生医療等を受ける者のための措置の内容

再生医療等を受ける者について		
細胞提供者について	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
補償の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

細胞提供者について		
細胞提供者について	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
補償の内容（保険への加入等の具体的 内容）	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

6 細胞提供者について

再生医療等を受ける者について		
細胞提供者について	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
補償の内容（保険への加入等の具体的 内容）	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

6 細胞提供者について

審査等業務を行う認定再生医療等委員会に関する事項		
認定再生医療等委員会の名称		
認定再生医療等委員会の認定番号		
認定再生医療等委員会の構成	<input type="checkbox"/> 第一種再生医療等又 は第二種再生医療等を審査するこ とができる構成	
認定再生医療等委員会による審査結果	<input type="checkbox"/> 通過	
認定再生医療等委員会による意見書の発行 日	<input type="checkbox"/> 不適	

7 その他

個人情報の取扱いの方法		
教育又は研修の方法		
苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況		

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」とおり。」と記載し、別紙を添付すること。
1の「再生医療等の内容」の欄には、対象となる者の基準その他具体的な内容を記載すること。
- 4 3(1)の「細胞提供者から細胞の提供を受ける医療機関等の名称」の欄には、「細胞の提供を受ける医療機関等が、再生医療等の提供を行う医療機関と同一である場合には「再生医療等の提供を行う医療機関と同じ。」と記載すること。
- 5 3(4)の「一般的名称等」については、医薬品又は医療機器のうち該当する項目のみ記載すること。
- 6 4の「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」及び「提供する再生医療等の妥当性についての検討内容」の欄には、検討の過程で用いた科学的文献その他の関連する情報又は実験結果も含め、検討の詳細をそれぞれ記載すること。

(臨床研究法施行規則の一部改正)
第一条 臨床研究法施行規則(平成三十年厚生労働省令第十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

(個人情報の取扱い)		(個人情報の取扱い)			
改	正	後	改	正	前
第117条 臨床研究に従事する者及び実施医療機関の管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。			第117条 研究責任医師は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用(臨床研究を多施設共同研究として実施する場合における他の研究責任医師又は外国(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二十四条に規定する外国をいう。以下同じ))にある者への提供を含む)の目的(以下「利用目的」といひ)をできる限り特定しなければならない。		
2 臨床研究に従事する者及び実施医療機関の管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、前項の規定にかかわらず、第三項及び第四項並びに次条から第三十八条までの規定の定めるところによる。			2 臨床研究に従事する者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。		
3 (略)			3 (略)		
4 研究責任医師は、個人情報の利用(臨床研究を多施設共同研究として実施する場合における他の研究責任医師又は外国(個人情報の保護に関する法律第二十八条第一項に規定する外國をいう。第三十七条において同じ。)にある者への提供を含む。次条及び第六十二条第一項において同じ。)の目的(次条第一号イにおいて「利用目的」という。)の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。			4 研究責任医師は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。		
5 研究責任医師は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。			5 研究責任医師は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。		
6 研究責任医師は、前項の措置の方法を具体的に定めた実施規程を定めなければならぬ。			6 研究責任医師は、前項の措置の方法を具体的に定めた実施規程を定めなければならぬ。		

(削除)

(削除)

第二十九条 削除

(利用目的の通知)

第二十九条 研究責任医師は、本人等から、当該研究責任医師及び実施医療機関が保有する個人情報（以下「保有個人情報」といいう。）について、その利用目的の通知を求められた場合には、その求めをした本人等に對し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、利用目的の通知の求めをした本人等に對して通知することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益又は実施医療機関の権利若しくは正当な利益を害するおそれがある場合には、この限りでない。

第三十一条 削除

他の法令の規定により、保有個人情報の開示について定めがある場合には、前二項の規定は、適用しない。

(手数料)

第三十二条 削除

第三十二条 研究責任医師は、第二十九条第一項の規定により利用目的の通知を求められたとき又は前条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に關し、手数料を徴収することができる。

研究責任医師は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的と認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(訂正等)

第三十三条 削除

第三十条 削除

第三十条 研究責任医師は、前項の規定により求められた利用目的の通知について、当該通知をしない旨の決定をした場合には、その求めをした本人等に對し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第三十条 研究責任医師は、本人等から、保有個人情報のうち本人を識別することができますものについて開示を求められた場合には、その求めをした本人等に對し、遅滞なく、該当する個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 二 臨床研究の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 三 他の法令に違反することとなる場合

研究責任医師は、前項の規定により求められた個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をした場合又は開示を求める旨を通知した本人等に對し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第三十三条 研究責任医師は、本人等から、保有個人情報について、第二十七条第二項の規定に違反して不適切に取得されたものであるという理由又は同条第三項の規定に違反して取り扱われているという理由により、該当する保有個人情報の利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」

第三十四条 削除

2 | という。)を求められた場合であつて、その求めが適正と認められるときは、遅滞なく、当該規定に違反していることを是正するため必要な限度で、当該個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、他の法令の規定により個人情報の利用停止等について定めがある場合、当該個人情報の利用停止等を行うことが困難な場合又は当該本人の権利利益を保護するため必要なこられに代わるべき措置をとる場合にあつては、この限りでない。

研究責任医師は、前項の規定による求めに係る利用停止等を行つたとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、その求めをした本人等に対し、遅滞なく、そ

の旨を通知しなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第三十四条 研究責任医師は、開示等の求め

(第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十二条第一項及び前条第一項の規定による求めをいう。以下同じ。)に応じる手続として、次に掲げる事項を定めることができ。この場合において、本人等が当該手続によらずに開示等の求めを行つたときは、研究責任医師は、その求めをした本人等に対し、開示等の求めに応じることが困難である旨を通知することができる。

一 開示等の求めの申出先

二 開示等の求めに際して提出すべき書面

(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)

その他人の知覚によつては認識すること

ができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)を含む)の様式その他の開示等の求めの方式

三 開示等の求めをする者が本人等であることの確認の方法

四 第三十一条第二項の規定により手数料を定めた場合には、その徴収方法

第三十五条 削除

2 | 研究責任医師は、本人等から開示等の求めがあつた場合において、その求めをした本人等に対し、その対象となる保有個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、研究責任医師は、本人等が容易かつ的確に開示等の求めを行うことができるよう、当該個人情報の特定に資する情報の提供その他の本人等に過重な負担を課するものとならないよう、配慮しなければならない。

3 | 研究責任医師は、前二項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるときは、本人等に過重な負担を課するものとならないよう、配慮しなければならない。

(理由の説明)

第三十五条 研究責任医師は、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十二条第二項又は第三十三条第二項の規定により、本人等から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、その求めをした本人等に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(実施計画の変更の提出)

第四十一条 法第六条第一項の規定による変更は、あらかじめ、変更後の実施計画及び様式第二による届書を提出して行うものとする。

(削る)

(実施計画の軽微な変更の範囲)

第四十一条 法第六条第一項の規定による変更は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる期限までに、変更後の実施計画及び様式第二による届書を提出して行うものとする。

一 法第五条第一項第五号に規定する事項のうち特定臨床研究の進捗に関する事項

二 進捗の変更後遅滞なく

二 前号に掲げる事項以外の変更 変更前

(実施計画の軽微な変更の範囲)

第四十二条 法第六条第一項に定める厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 特定臨床研究に従事する者の氏名、連絡先又は所属する機関の名称の変更であつて、当該者又は当該者の所属する機

関の変更を伴わないもの

二 (略)	三 苦情及び問合せを受け付けるための窓口の変更
(新設)	四 研究責任医師又は研究代表医師の所属する実施医療機関の管理者の氏名の変更
(新設)	五 特定臨床研究の実施の可否についての管理者の承認に伴う変更
(新設)	六 特定臨床研究の実施状況の確認に関する事項の変更であつて、当該特定臨床研究の結果及び監査の実施の変更を伴わないもの
(新設)	七 審査意見業務を行う認定臨床研究審査委員会の名称又は連絡先の変更であつて、当該認定臨床研究審査委員会の変更を伴わないもの
(新設)	八 前各号に掲げる変更のほか、特定臨床研究の実施の適否及び実施に当たつて留意すべき事項に影響を与えないものとして厚生労働省医政局長が定めるもの
(新設)	(臨床研究審査委員会の認定の要件)

二 (略)	三 第六十一条 (略)
(新設)	四 法第二十三条第四項第三号（法第二十五条第三項及び第二十六条第六項の規定により準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
(新設)	一〇四 (略)
(新設)	五 法第二十六条第二項の規定による有効期間の更新を受ける場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、災害その他やむを得ない事由により、これらの要件を満たすことができないときは、この限りでない。

二 (略)	三 第八十一条 (略)
2 認定臨床研究審査委員会は、法第二十三条第一項第一号に規定する業務を行うに当たつては、技術専門員からの評価書を確認しなければならない。	4 法第二十三条第四項第三号（法第二十五条第三項及び第二十六条第六項の規定により準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
2 認定臨床研究審査委員会は、法第二十三条第一項第一号に規定する業務を行う場合であつて、災害その他やむを得ない事由があり、かつ、保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は臨床研究の対象者（臨床研究の対象者となるべき者を含む。）の保護の観点から、緊急に実施計画を提出し、又は変更する必要がある場合には、第一項及び第八十二条の規定にかかわらず、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。第九十四条第一項において同じ。）を含む。）により審査意見業務を行い、結論を得ることができる。この場合において、当該認定臨床研究審査委員会は、後日、当該臨床研究の実施にあたつて、第八十二条の規定に基づき、認定臨床研究審査委員会の結論を得なければならぬ。	5 法第二十六条第三項の規定による有効期間の更新を受ける場合にあつては、審査意見業務を行うため、年十一回以上開催していること。ただし、災害その他やむを得ない事由により、年十一回以上開催することができないときは、この限りでない。
2 認定臨床研究審査委員会は、法第二十三条第一項第一号に規定する業務（法第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定により意見を求められた場合において意見を述べる業務を除く。）を行うに当たつては、技術専門員からの評価書を確認しなければならない。	3 ～ 5 (略)
2 認定臨床研究審査委員会は、法第二十三条第一項第一号に規定する業務（法第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定により意見を求められた場合において意見を述べる業務を除く。）を行うに当たつては、技術専門員からの評価書を確認しなければならない。	6 認定臨床研究審査委員会は、法第二十三条第一項第一号に規定する業務（臨床研究の対象者となるべき者を含む。）の保護の観点から、緊急に実施計画を提出し、又は変更する必要がある場合には、第一項及び第八十二条の規定にかかわらず、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。第九十四条第一項において同じ。）を含む。）により審査意見業務を行い、結論を得ることができる。この場合において、当該認定臨床研究審査委員会は、後日、当該臨床研究の実施にあたつて、第八十二条の規定に基づき、認定臨床研究審査委員会の結論を得なければならぬ。

イ 審査意見業務を行うため、年七回以上開催していること。

送付類：ゆ次のものに記入。

様式第一（第三十九条関係）

実施計画	年 月 日
研究責任医師（多施設共同研究とし て実施する場合は、研究代表医師）住 所	

地方厚生局長 殿

下記のとおり、特定臨床研究を実施したいので、臨床研究法第5条第1項の規定により実施計画を提出します。

記

1 特定臨床研究の実施体制に関する事項及び特定臨床研究を行う施設の構造設備に関する事項

(1) 研究の名称 研究名稱	Scientific Title (Acronym)
平易な研究名稱	
Public Title (Acronym)	

(2) 研究責任医師（多施設共同研究の場合は、研究代表医師）に関する事項等

研究責任医師（多施設共同研究の場合は、研究代表医師）の連絡先 Contact for Scientific Queries	Affiliation
施設共同研究の場合 Name	Name
e-Rad番号	e-Rad番号
所属機関（実施医療機関）	所属機関
所屬部署	所屬部署
所属機関の郵便番号	所属機関
所属機関の住所	Address
電話番号	
電子メールアドレス	
研究に関する問合 わせ先 Contact for Public Queries	Affiliation
担当者氏名 Name	Name
担当者所属機関	所属機関
担当者所属部署	所属部署
担当者所属機関の郵便番号	所属機関
担当者所属機関の住所	Address
電話番号	電話番号
FAX番号	
電子メールアドレス	電子メールアドレス
研究責任医師（多施設共同研究の場合は、研究代表医師）の所屬する実施医療機関の管理者の管理者の氏名	研究責任医師の所属する実施医療機関の管理者の氏名

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

(4) 多施設共同研究機関の該当の有無

□ あり	□ なし
------	------

研究代表医 師・研究責 任医師以外 の研究を統 括する者 担当責任者	研究代表医 師・研究責 任医師 e-Rad番号 所属機関 Affiliation 所屬部署 Secondary Sponsorの該当性	□ あり	□ なし
(3) 研究責任医師以外の臨床研究に従事する者に関する事項			
統計解析担当機関			
担当責任者			

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

2 特定臨床研究の目的及び内容並びにこれに用いる医薬品等の概要
 (1) 特定臨床研究の目的及び内容

研究の目的			
試験のフェーズ			
Phase			
実施期間			
実施予定被験者数			
試験の種類			
Study Type			
試験デザイン			
Study Design			
プラセボの有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
盲後の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
無作為化の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
研究対象者の選択基準			
Key Inclusion & Exclusion Criteria			
主たる除外基準			
Age Maximum			
年齢上限			
Age Minimum			
年齢下限			
性別			
Gender			
中止基準			
対象疾患名			
Health Condition(s) or Problem(s)			
Studied			
対象疾患コード / Code			
対象疾患キーワード			
Keyword			
介入の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
介入の内容			
Intervention(s)			
介入コード / Code			
介入キーワード			
Keyword			
主要な評価項目			
Primary Outcome(s)			
副次的な評価項目			
Secondary Outcome(s)			

(2) 特定臨床研究に用いる医薬品等の概要

医薬品、医療機器、再生医療等製品の別 以外、承認内の別	<input type="checkbox"/> 医薬品	<input type="checkbox"/> 医療機器	<input type="checkbox"/> 再生医療等製品	
一般名稱	<input type="checkbox"/> 一般名称（国内外で未承認の場合は開発コードを記載すること）	<input type="checkbox"/> 未承認	<input type="checkbox"/> 通販外	<input type="checkbox"/> 承認内
商品名	<input type="checkbox"/> 販売名（海外製品の場合には国名も記載すること）			
承認番号	<input type="checkbox"/> 承認番号			
医療機器 類別	<input type="checkbox"/> 一般的な名稱			
承認番号	<input type="checkbox"/> 承認・認証・届出番号			
再生医療等 製品	<input type="checkbox"/> 再生医療等製品			
被験薬等提供者 名稱	<input type="checkbox"/> 被験薬等提供者名稱			
所在地	<input type="checkbox"/> 所在地			

3 特定臨床研究の実施状況の確認に関する事項
 (1) 監査の実施予定の有無

<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
-----------------------------	-----------------------------

(2) 特定臨床研究の進捗状況

特定臨床研究の進捗状況	症例登録開始予定期間
第1金額登録日	
進捗状況	
Recruitment Status	
主たる評価項目に係る研究結果	
Summary Results (Primary Outcome Results)	

4 特定臨床研究の対象者に健康被害が生じた場合の補償及び医療の提供に関する事項

特定臨床研究の対象者への補償 の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
補償 の内容	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
保険の補償内容		
保険以外の補償の内容		

- 5 特定臨床研究に用いる医薬品等の製造販売をし、又はしようとする医薬品等製造販売業者及びその特殊関係者の当該特定臨床研究に対する賛同に関する事項等
- (1) 特定臨床研究に用いる医薬品等の医薬品等製造販売業者等からの研究資金等の提供等

特定臨床研究の個々の対象者を識別することができないように加工されたデータを共有する予定

研究資金等の提供の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
研究資金等の提供組織名		
Source of Monetary Support / Secondary Sponsor		
Secondary Sponsorの該当性	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
研究資金等の提供に係る契約締結の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
契約締結日		
物品提供の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
物品提供の内容		
役務提供の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
役務提供の内容		

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

- (2) 特定臨床研究に用いる医薬品等の医薬品等製造販売業者等以外からの研究資金等の提供

研究資金等の提供組織名	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
Source of Monetary Support		
Secondary Sponsorの該当性	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当

※複数該当がある場合は、上記の項目を複数して記載すること

6 審査意見業務を行う認定臨床研究審査委員会の名前等

当該特定臨床研究について審査意見業務を行なう認定臨床研究審査委員会の名前	
Name of Certified Review Board	
上記委員会の認定番号	
住所	
Address	
電話番号	
電子メールアドレス	
当該特定臨床研究に対する審査結果	

- 7 その他の事項
- (1) 特定臨床研究の対象者等への説明及び同意に関する事項

特定臨床研究の対象者等への説明及び同意の内容	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特定臨床研究の個々の対象者を識別することができないように加工されたデータを共有する予定	
Plan to share IPD	
上記予定の詳細 Plan description	

(2) 他の臨床研究登録機関への登録

他の臨床研究登録機関発行の研究番号	
他の臨床研究登録機関の名称 Issuing Authority	

(3) 特定臨床研究を実施するに当たって留意すべき事項

備考	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
国際共同研究 臨床研究を実施する国(日本以外) Countries of Recruitment	
保険外併用療養 通院子治療等臨床研究に関する指針 (平成27年厚生労働省告示第344号)の 対象となる臨床研究	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
通院子組換え生物学等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第97号)の対象となる 薬物を用いる臨床研究	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
生物由来製品に指定が見込まれる薬物 を用いる臨床研究	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

(4) 全体を通しての補足事項等

その他1	
その他2	
その他3	

(留意事項)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 提出は、正本1通とすること。

3 1の「e-Rad番号」、2(1)の「対象疾患コード」、「対象疾患キーワード」、「介入コード」、
「介入キーワード」の欄については、任意記載とする。

4 1(1)「Scientific Title(Acronym)」の欄には、Scientific Titleの後に、()でその略称を記載するこ

と。「Public Title(Acronym)」の欄も同様とする。

5 1(3)の研究責任医師以外の臨床研究に従事する者に関する事項の「氏名」の欄には、所属

における担当部門の長ではなく、当該特定臨床研究における担当責任者を記載すること。

6 1(3)「研究代表医師・研究責任医師以外の研究を統括する者」、5(1)「研究資金等の提
供組織名」、5(2)「研究資金等の提供組織名」の欄については、個別の研究毎に

Secondary Sponsorの該当性を判断し、記入すること。
 (研究責任医師)が負う研究の実施に係る義務のうち、研究の立案や研究資金の調達に係る義務について、Primary Sponsor (研究責任医師)と共同してその義務を負う者とする。

7.2 (2) の「一覧名録等」の欄については、医薬品、医療機器又は再生医療等製品のうち該当する項目のみ記載すること。

8.3 (2) の「第1症例登録日」の欄については、空欄で提出すること。ただし、第1症例登録後遅滞なく、法第6条第3項の規定による実施計画の軽微な変更を行うこと。

9.3 (2) の「主たる評価項目に係る研究結果」の欄については、空欄で提出すること。ただし、臨床研究法施行規則第24条第2項の主要評価項目報告書を作成後遅滞なく、法第6条第1項の規定による実施計画の変更を行うこと。

10.7 (1) の「特定臨床研究の対象者等への説明及び同意の内容」の欄には、その記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

11.7 (1) の「IPD (de-identified individual clinical trial participant)-level data」のこと。

12.7 (1) の「上記予定の詳細」の欄には、「特定臨床研究の個々の対象者を識別することができないよう加工されたデータを共有する予定」の欄で「有」を選択した場合、いつどのような方法でどのデータを共有するかを記入すること。

審 批

(施行期日)
 第1報「」の省令は、令和四年四月一日からの施行である。

第一報「」の省令の施行の際現にあり「」の省令による改正前の様式は、「」の省令による改正後の様式(様式に関する経過措置)

第三報「」の省令の施行の際現に存する臨床研究法(平成二十九年法律第十六号。以下「法」と云ふ)第二十一条第五項第一号に規定する認定委員会設置者が「」の省令の施行の日以後最初に受けける法第二十六条第二項に規定する有効期間の更新に係る「」の省令による改正後の臨床研究法施行規則第六十六条第四項第五号の規定の適用については、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

1. 更新前の有効期間の「」の省令の施行の日を含む年以前の期間　回印中「年七回」とあるのは「年十一回」へ、「」回印の規定は適用しない。

2. 更新前の有効期間の「」の省令の施行の日を含む年後の期間　回印中「年一以上」かつ「」更新前の有効期間の「」の省令の施行の日を含む年後の期間　回印中「年一以上」とする。有効期間を通じて六以上」であるが「年一以上」とする。